

政 法 第 3 1 1 8 号
答 申 第 4 1 8 号
平 成 2 8 年 1 月 5 日

千葉県公安委員会
委員長 岩沼 静枝 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成25年7月24日付け公委（船橋警）発第1号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第513号

平成25年6月27日付けで審査請求人から提起された、平成25年6月19日付け船橋警発第277号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

平成25年6月19日付け船橋警発第277号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 私の諸状況を証明するために、情報公開を求める。

(2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）

第8条第2号ただし書ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

(3) 公共機関に相談に行っても私の証言なので動いてくれないので、公共機関の適切な処置を受けるためにもこの情報が必要である。

第3 千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨

諮問実施機関は、平成25年9月4日付け公委（船橋警）発第3号により、理由説明書（以下「理由説明書1」という。）を当審査会へ提出後、平成27年11月11日付け公委（船橋警）発第2号で、補充理由説明書（以下「理由説明書2」という。）を提出し、理由説明書1の一部の記載を取り消し、理由説明書2により訂正を行った。

これらに基づく実施機関による理由説明の要旨は、以下のとおりである。

1 審査請求に係る処分

審査請求人は、平成25年6月3日付け行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求内容

本件開示請求の内容は、「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分前後、場所〇市〇〇、警察がそのことに対応したことについて知りたい。通報者氏名及び関係者氏名〇

名。通報内容、警察の対応内容とその状況を知りたい。上記開示請求する行政文書の件名又は内容欄にある『そのこと』とは、当時請求者である私のところへ警察官が事情聴取に来たことです。」（以下「本件情報」という。）である。

3 本件決定における不開示理由について

(1) 条例第8条第2号（個人情報）の該当性

ア 本件開示請求は、開示請求者に対して警察官が事情聴取を行ったとする際の、警察に通報した個人の氏名、関係者の氏名、通報内容、警察の対応及び状況であり、特定の個人に関する情報の記載された行政文書を求めているものと認められ、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、同号本文前段に該当することは明らかである。

イ 条例第8条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされている情報等については、例外的に開示するものを定めたものであるが、本件決定に係る情報はそれらの例外規定には該当しない。しかし、審査請求人は同号ただし書口の該当性を主張しているので、以下「4 本件決定の妥当性について」でさらにこの点について主張する。

(2) 条例第11条（行政文書の存否に関する情報）の該当性

本件開示請求は、上記第3の2のとおり、特定の個人（開示請求者）が警察官の事情聴取を受けたとする際の開示請求であり、開示請求された行政文書の存否について回答することは、開示請求者が警察官の事情聴取を受けた事実があるか否かという個人に関する情報を開示することとなるため、条例第11条に基づき、対象となる行政文書の存否を明らかにせず不開示とした。

4 本件決定の妥当性について

(1) 条例第8条第2号該当の妥当性

審査請求人は、「自分の諸状況を証明するためにも情報を公開してほしい。この情報は、条例第8条第2号ただし書口に該当する。」と主張する。

この主張は、本件決定で不開示とした個人情報同号ただし書口に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているものと認められる。

条例は、何人にも開示請求権を認め、同じ請求に対しては何人にも同じ情報を開示することから、自己の個人情報の開示請求であるかなどの個別事情を考慮しない。

したがって、請求された情報が審査請求人に関する情報であったとしても同

条第2号に規定する個人情報に該当し、同号の例外規定に該当しない限り不開示情報となることは明らかである。

審査請求人が主張する同号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が、公にすることにより害されると考える個人の権利利益を上回る情報であると認められる。

本件開示請求については、公にすることにより害される個人の権利利益を上回る上記の必要性が認められないことから、同号ただし書口に該当しない。

(2) 条例第11条該当の妥当性

本件開示請求は、上記第3の3(1)アのとおり、警察官に事情聴取を受けた特定の個人に関する情報の請求であり、開示請求された行政文書の存否を回答すること自体が、特定の日時、住所において、特定の個人が警察官から事情聴取を受けたかどうかという個人情報を明らかにすることとなるから、条例第11条に規定する、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合に該当する。

第4 審査請求人の意見書について

審査請求人は、理由説明書1に対する平成25年10月3日付け意見書で、審査請求人の諸状況を述べ、本件情報は、条例第8条第2号ただし書口に該当する旨を主張している。

また、審査請求人は、理由説明書2に対する平成27年12月15日付け意見書で、行政文書の客観性をもって審査請求人の諸状況に対応する資料とするため氏名の開示が必要であること及び本件情報が同号ただし書口に該当すること等を主張し、さらに審査請求人に関する諸状況を述べている。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求は上記第3の1のとおりである。また、本件決定は第2の1のとおりである。

2 審査請求について

本件決定で実施機関は、本件情報は条例第8条第2号本文に該当し、当該情報

の存否を明らかにするだけで、同号の不開示とすべき情報が明らかになるとして、条例第11条により、存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した。

以下、本件決定の妥当性について検討する。

3 本件情報について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

審査請求人は、本件開示請求の請求内容の一部として、「私のところへ(中略)来たこと」と明記しているため、審査請求人自身に係る情報を求めており、また、本件情報は、条例第8条第2号本文前段に規定する「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名等、生年月日その他の記述等により、特定の個人が識別することができるもの」に該当すると認められる。

(2) 条例第8条第2号ただし書口該当性について

審査請求人は、本件情報が、条例第8条第2号ただし書口に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張するので以下検討する。

同号ただし書口に規定する情報は、開示によって害される個人の権利利益に優越する法益を保護するために必要である場合に限り、開示に伴う不利益を受忍させた上で例外的に開示されるものであり、このような不利益を受忍させるためには、その開示により人の生命、健康、生活又は財産等の保護に資することが相当程度具体的に認められることを要する。

本件決定は、特定の個人が警察官から事情聴取を受けたか否かという、特定個人が識別される個人情報保護しようとしたものであり、当該保護法益を上回る保護法益が存する場合に、同号ただし書口の適用があることになる。

審査請求人は、公的機関への自己の諸状況の証明のため、又は、自己に及ぶおそれのある諸状況のため、本件情報の開示が必要であり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」なものであると主張している。

しかしながら、各種公的機関への相談や手続には、本件情報の有無は直接関係がなく、また、当審査会で審査請求人から提出された意見書の内容を検討する限り、自己に及ぶおそれのある諸状況に係る必要性は、主観的なおそれや推測に基づくものであり、具体的な「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要」とまでは認められない。

また、条例に基づく開示請求権制度においては、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではないことから、同号

ただし書口の情報は、公益的観点から誰にでも開示することが必要である情報に限られると解すべきであるが、本件情報はこれに該当するとは認められない。

よって、本件情報は、同号ただし書口に該当しないものと判断する。

(3) 条例第8条第2号ただし書イ、ハ及びニ該当性について

本件情報は、条例第8条第2号ただし書イ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

(4) 条例第11条該当性について

本件開示請求は、特定の個人を指定した上でなされたものと認められ、本件情報は、当該特定個人に警察官が事情聴取に訪れた際に記録された情報等であり、条例第8条第2号本文に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等、生年月日その他の記述等により、特定の個人が識別することができるもの」に該当することは、前述のとおりである。

そして、本件情報が存在しているか否かを答えただけで、当該特定個人に対し、警察官の事情聴取が行われたかどうかという、特定個人を識別できる個人情報の内容が明らかになると認められるから、実施機関が本件決定で条例第11条を適用して、存否応答拒否処分としたことは妥当であると判断する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月29日	諮問書の受理
平成25年9月4日	諮問実施機関の理由説明書の受理
平成25年10月4日	審査請求人から意見書の受理
平成27年10月30日	審議
平成27年11月11日	諮問実施機関からの補充理由説明書の受理
平成27年11月30日	審議
平成27年12月16日	審査請求人から意見書の受理
平成27年12月22日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)